

平成24年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月高浜市議会定例会は、平成24年12月4日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について
議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について
議案第53号 高浜市税条例の一部改正について
議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩												
教	育	長	岸上善徳											
企	画	部	長	加藤元久										
人	事	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	野口恒夫				
地	域	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	岡島正明		
経	営	戦	略	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山本時雄		
総	務	部	長	大竹利彰										
行	政	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	内田徹				
財	務	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	竹内正夫				
情	報	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	時津祐介				
市	民	総	合	窓	口	セ	ン	タ	ー	長	新美龍二			
市	民	窓	口	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	木村忠好		
市	民	生	活	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山下浩二		
税	務	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	森野隆				
福	祉	部	長	神谷美百合										
福	祉	企	画	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	磯村和志		
地	域	福	祉	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	杉浦崇臣		
介	護	保	険	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	篠田彰		
こ	ど	も	未	来	部	長	神谷坂敏							
こ	ど	も	育	成	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	大岡英城	
文	化	ス	ポ	ー	ツ	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	内藤克己

都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	神谷晴之
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	鵜殿巖

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敏行
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、承認、条例の制定及び一部改正並びに平成24年度補正予算の諸案件が提出をされております。

議員各位におかれましては、市民の要望にこたえるべく厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成24年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集あいさつがあります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成24年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日、衆議院議員総選挙が公示され、慌ただしい年の瀬となりました。

ことは、東日本大震災から1年が経過をいたしました。いまだ復興にはほど遠い状況でございます。被災地の着実な復興のため、本市といたしましても本年10月から来年3月まで宮城県七ヶ浜町に建築技師である職員を派遣し、公共施設の災害復旧業務に当たらせるとともに、職員派遣の御縁で初の集落集団移転を行う宮城県岩沼市に、組合の方々とともに三州瓦のPRをさせていただきます。

この夏、国の南海トラフ巨大地震による津波高、浸水域等及び被害想定等が上方修正をされました。こうした中、先月24日、田戸町、碧海町、南部まちづくり協議会において、早朝5時の大規模地震発生を想定した実践的な津波避難訓練を実施されたところ、寒い時期にもかかわらず、430名の方々が参加をされ、防災・減災意識の高まりを感じております。災害発生を防ぐことはできませんが、災害時に発生する人的被害を少しでも軽減させるためには、皆様が自助の行動をとることが何よりも重要であります。一人一人の方が、いざというとき、御自分で御自分の身を守るよう、今後とも地域とともに取り組みを進めてまいります。

国内では、復興問題、エネルギー問題、産業の空洞化とTPP参加交渉の是非、若年層の失業率の増加、年金・介護など社会保障と税の問題やデフレなど悪循環となっている経済、外交、安全保障などの課題が山積をする中、対外的には領土問題が緊迫し、主として対中関係の悪化により経済問題にさらに影を投げかけるなど、我が国の抱える問題が顕在化した年でした。

10月の日銀の定例地域経済報告では、復興需要がある東北地方を除き全国8地域で景況感が悪化するとともに、11月の内閣府の月例経済報告では、エコカー補助金の終了などの影響からGDPが3期ぶりに実質マイナスとされ、なお厳しい財政状況が続くものと思われま。

そのような中、ロンドンオリンピックで女子選手が活躍をしたことや革新的研究によりノーベル生理学・医学賞を日本人学者が受賞したことは、昨今の憂うつを吹き飛ばす大変明るい希望を与えるニュースでありました。

市内に目を転じますと、自治基本条例、第6次総合計画がスタートをし、2年目となりました。ことしも、引き続き、高浜市の未来を創る市民会議などにおいて、市民の皆様や職員がみんなで考え、信頼を深めながら、協働により自治を進めているところでございます。

まちづくり協議会の皆様も、桜や菊の里親の皆様と植樹などを行い、稗田川では彼岸花などさまざまな季節の花を植樹し、あるいは防災・防犯活動の取り組みなどを行うなど、みんなで汗をかき、愛着を持って安心して住むことができる地域づくりに向けて、さまざまな活動を行ってまいります。

加えて、北九州市で行われたB-1グランプリ全国大会に高浜とりめし学会が出店をし、この機会に三州瓦のPRも行い、御来場者の皆様に高い関心を持っていただけたことや、タカハマ物語がクランクアップをし、好評を博していること、関連した商品が開発されていることなど、こ

うした活動を通じて人と人とがきずなでつながり始めたことなどは、大変明るい材料であり、今後の地域づくりにつながるものと期待をしております。

本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、承認1件、一般議案11件、補正予算5件の計17件を御審議いただくものであります。

議案の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御承認あるいは御可決賜りますようお願いを申し上げます。

年末年始、議員各位におかれましては、大変お忙しい時期ではございますが、健康に御留意をされ、御活躍をされますことをお願い申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時06分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、8番、杉浦敏和議員、10番、鈴木勝彦議員を指名いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 改めまして、皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成24年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月21日、11月27日に、委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提出されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より12月21日までの18日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は承認第1号を即決で願い、その後、議案の上程、説明を受けます。

12月6日及び7日の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月11日に、議案第51号から議案第66号までについて総括質疑を行います。

総務建設委員会については、議案第51号から議案第57号まで及び議案第62号から議案第64号、議案第66号並びに陳情第11号、13号、17号、18号を付託し、福祉文教委員会については、議案第58号から議案第61号及び議案第62号、議案第65号並びに請願第1号、陳情第12号、14号から16号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本定例会においては、請願書1件が提出され、これを受理いたしております。

ここで、請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願の趣旨説明を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） おはようございます。

ただいまより、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願の趣旨説明を行います。

本請願は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知自治体キャラバン実行委員会から提出されたものです。紹介議員は、日本共産党の内藤とし子議員と私、鷺見宗重です。

請願理由を朗読して説明とします。

国は、老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らしました。その結果、「食事を1日2回にした」「知り合いの葬式にも出席できない」など、人間らしいくらしができなくなっています。

そのうえ、厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会も開いて、年内にも生活保護基準の引き下げを決めようとしています。生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）をおびやかす、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながります。

政府は、生活保護費の削減をしようとしています。国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきです。

以上の理由から、次の要望が実現できるよう、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出いただくよう、請願します。

請願項目

- (1) 生活保護の老齢加算を復活すること。
- (2) 生活保護基準の引き下げはしないこと。
- (3) 生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすること。

以上です。

全議員の賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

[11番 鷺見宗重 降壇]

○議長（北川広人） 次に、10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管をいたしておりますので、随時ごらんいただきたいと思っております。

報告事項は、以上であります。

○議長（北川広人） 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、平成24年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る11月16日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

御案内のとおり、去る11月16日の衆議院本会議で衆議院が解散され、第46回衆議院議員総選挙の日程が、本日公示、12月16日執行と決定されたことから、選挙に必要な経費を執行するために専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,636万4,000円を追加し、補正後の予算総額を135億6,348万9,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、14款3項1目総務費委託金の補正は、衆議院議員総選挙執行等に対する県からの委託金として1,568万5,000円を計上いたしております。

17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の調整財源として、財政調整基金繰入金67万9,000円の繰り入れをお願いいたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

2款4項2目選挙費の補正は、衆議院議員総選挙における投票管理者等の委員等報酬として90万5,000円を、投開票事務従事者等の手当として610万8,000円を、選挙事務委託料等の委託料として176万7,000円、投票用紙読取分類機などの機械器具費として231万円を計上するなど、合わせて1,628万7,000円を計上するほか、最高裁判所裁判官国民審査に要する経費として7万7,000円を計上いたしております。

専決処分の内容は、以上のとおりでございます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第4 議案第51号から議案第61号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、平成23年4月に施行しました高浜市自治基本条例の中で、別に条例で定めると規定された関係条例について、根拠条文の整備を行う等のものであります。

初めに、第1条、高浜市情報公開条例の一部改正であります。目的を定める条例第1条では、この条例が情報公開、情報共有について定める自治基本条例第20条第2号の規定に基づくものであることを明記するとともに、自治基本条例において、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開、提供し、市民と情報を共有しますとされていることを受け、解釈及び運用の基本を定める条例第3条に、積極的な情報共有を図るべきことを追記いたすものであります。

また、情報提供の充実を定める条例第17条では新たに情報提供の具体的方法を規定するとともに、第17条の2として新たに情報共有に関する事項を整備いたすものであります。

次に、第2条、高浜市個人情報保護条例の一部改正では、この条例が個人情報保護について定める自治基本条例第20条第3号の規定に基づくものであることを明記するとともに、第3条、高浜市住民投票条例の一部改正では、この条例が住民投票について定める自治基本条例第14条の規定に基づくものであることを明記いたすもので、附則で公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年4月に施行されました高浜市自治基本条例に規定するまちづくりの基本理念に基づく市民参画を保障する制度の一つとして、パブリックコメントについて定めることにより、市民との情報共有を図るとともに協働によるまちづくりを推進することを目的といたしております。

第2条では、この条例で用いる用語の定義を行うもので、第1項では、「パブリックコメント」とは、政策等の立案等の段階において、意見を公募し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続をいい、第2項では、政策等について、第3項では、意見を提出する市民等について、第4項では、パブリックコメントの実施

主体である行政について、それぞれ定義をいたしております。

第3条は、パブリックコメントの対象となる政策等について規定するもので、第1号は、総合計画や個別分野の行政計画といった計画の制定改廃を行う場合、第2号では、市政全般にわたり基本となる方策を定めたり、市民の権利義務を制限する条例の制定改廃を行う場合、第3号では、憲章や宣言の制定改廃を行う場合、第4号では、その他事案によりパブリックコメントの対象とすることができる旨の規定を設けております。

第4条は、パブリックコメントを実施する際の公表事項及び意見提出期間を規定するもので、政策等の案の趣旨及び概要、関連する資料、提出期間、提出方法等を公表することとともに、意見の提出期間を2週間以上といたすものであります。

第5条は、意見の提出方法について、意見を提出するときには、持参、郵便、ファクシミリ、電子メールなどにより、日本語で表記した意見を提出することといたすものであります。

第6条は、提出された意見の取り扱いについて、行政は提出された意見を考慮した上で政策等の意思決定をしなければならないこととし、第7条では、意思決定を行った場合の公表事項について規定するもので、提出された意見の内容、行政の考え方、政策等の案の修正の有無、政策等を修正したときは、その内容を公表することといたしております。

第8条は、政策等の案及び意思決定を行った場合の公表の方法を規定するもので、市役所、いきいき広場などの場所へ広報、その他政策等の案が記載された資料を備え置くとともに、ホームページへの掲載や報道機関への情報提供を行うなど、広く市民の知り得る方法により公表することとし、第9条では、市民意識調査等のアンケートの集計結果についてもパブリックコメントの結果公表と同様の方法により公表することといたしております。

第10条は、パブリックコメントの運用状況について、毎年度1回公表することといたしております。

なお、附則第1項の規定により、来年4月1日から施行することとするもので、附則第2項の規定により、この条例の公布の日から施行の日までの間に政策等の案が立案される場合は、この条例に準じた手続をとることの努力義務を定めております。

以上、2議案につきまして、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第53号及び議案第54号について御説明を申し上げます。

別添の参考資料もあわせてごらんいただきますようお願いを申し上げます。

まず、議案第53号 高浜市税条例の一部改正でございます。

条例附則第12条の2の改正は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律に基づき、所要の規定の整備を行うもので、用途が変更された宅地等に係る固定資産税の課

税計算において、当該宅地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出することができる経過措置を平成26年度まで延長するものであります。

次に、本年3月議会において、個人住民税寄附金税額控除の対象となる市内NPO法人8団体を別表において指定させていただきました。今回の改正は、新たに子供の健全育成を主な活動とする特定非営利活動法人だいきっずを加えるもので、提出をいただいたNPO法人の指定に関する申出書及び関係書類を審査し、今回の指定に至っております。

本条例の施行につきましては、附則第1項で公布の日からとし、第2項では、改正後の附則第12条の2の規定は平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用することといたしております。また、第3項では、今回新たに指定いたしましたNPO法人につきましては、平成25年度以後の年度分の個人市民税について適用することといたしております。

次に、議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は、ただいま御説明をいたしました議案第53号での固定資産税と同様、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律に基づき、同様の措置を講ずるもので、都市計画税につきましても用途が変更された宅地等に係る課税計算において当該宅地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出することができる経過措置を平成26年度まで延長するものであります。

なお、本条例の施行につきましても、附則において公布の日からとし、改正後の附則第14項の規定は平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用することといたしております。

以上、議案第53号及び議案第54号について御説明を申し上げますが、原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の施行による水道法の一部改正に伴い、これまで同法で規定されておりました布設工事監督者を配置する工事の範囲並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、政令を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされたことによるものでございます。

その概要であります。第1条は、目的として、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、工事の範囲と資格基準について定めることといたしております。

第2条は、布設工事の監督者を配置する工事の範囲について定めており、水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設または1号2項に掲げる施設の増設もしくは改造工事としております。

第3条は、布設工事監督者の資格について、第4条では、水道技術管理者の資格について、そ

れぞれに必要な修学基準、実務経験年数等の資格基準について定めたものでございます。

なお、附則におきまして、本条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上を説明といたします。何とぞ原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、高浜エコハウスの南側に設置をいたしております高浜市一本木駐車場を平成25年1月末をもって廃止をいたしますことから、関係条文の整備を行うものであります。

駐車場廃止の背景といたしましては、既に御案内のとおり、平成25年4月から民営化をいたします中央保育園の移管に伴い、中央保育園西側の土地が園庭、菜園並びに保護者の送迎用の一時駐車場等として利用され、保育環境の充実が図れることに伴い、現在使用されております刈谷豊田総合病院高浜分院の職員駐車場の代替先といたしまして、一本木駐車場廃止後の用地を高浜分院に貸し出す予定であります。

なお、改正の内容は、第2条の高浜市一本木駐車場の名称並びに位置を削り、第3条関係の別表より高浜市一本木駐車場の項を削るものであります。

なお、附則におきまして、本条例の施行を平成25年2月1日といたすものでございます。

何とぞ原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の施行による下水道法の一部改正に伴い、これまで同法で規定をされておりました公共下水道、流域下水道及び都市下水路の築造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準について、政令を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされたことによる改正であり、これにあわせて標準条例並びに近隣市の条例と照合するとともに、都市下水路の管理については公共下水道に編入して管理をしていることから、条文の整理をさせていただくものでございます。

その改正の概要でございますが、1条は条例の趣旨を規定しており、公共下水道施設の構造の基準等設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとするとしております。3条は、新たに排水施設の定義を法第2条2号に規定する排水施設として定めることにしております。第4条は、排水施設の構造の技術上の基準を定めており、政令の基準を参酌して、第1号から第10号までを規定しております。第5条は、第4条の規定による公共下水道の排水施設の構造の基準の適用除外として、工事を施工するために仮に設けられる公共下水道の非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道を規定するものであります。

なお、附則におきましては、本条例の施行は平成25年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。何とぞ原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について、以上4議案について御説明申し上げます。

地域主権改革の推進を図るための関係法律など、いわゆる地域主権一括法による介護保険法の一部改正により、現在、国が厚生労働省令で定めている地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの運営基準等について、市町村が条例で定めることとなりました。

このため、議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の3つの条例についての制定をお願いするものでございます。また、議案第61号では、高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正をお願いするものでございます。

では、初めに議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、第1章、総則、第1条では、介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもので、第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する基準では、第4条で基本方針を定め、第5条で提供すべきサービスの基本的事項を規定しております。

第6条で、従業者の職種及び員数を定めるものでございます。

また、第7条では、原則として専任の管理者を設置すべきことを定め、第8条では、サービス提供の開始の際に、利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、利用申し込み者の同意を得るべき説明と同意という基本的事項について手続を定めております。

第9条では、正当な理由のないサービス提供の禁止を定め、第12条では、利用者の主治医の指示に基づくべきこと、密接な連携を図るべきことを定め、必要とされるサービスが提供されるべきこと及び提供されるサービスの水準について、利用者が必要とする水準を確保し、利用者の保護を図るものでございます。

第14条では、第1項で従業者は正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏

らしてはならないことを規定するとともに、第2項で事業者側にも秘密保持のための措置を講ずべきことを定めるなど、利用者及び家族の保護を図っております。

第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する基準と同様に、第3章では、第17条から夜間対応型訪問介護に関する基準について、第4章では、第24条から認知症対応型通所介護に関する基準について、第5章では、第33条から小規模多機能型居宅介護に関する基準について、第6章では、第43条から認知症対応型共同生活介護に関する基準について、第7章では、第51条から地域密着型特定施設入居者生活介護に関する基準について、第8章では、第58条から地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に関する基準について、第9章では、第75条から複合型サービスに関する基準について、それぞれ規定いたしております。

第10章、雑則では、第48条で、この条例に定めるもののほか指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は規則で定めるものとし、附則において、施行期日を平成25年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。第1章、総則、第1条では、介護保険法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもので、第2章以降は、議案第58号同様、サービス区分ごとに要支援1・2と認定された方に対して、提供される介護予防サービス事業の人員、設備等を定めるものでございます。

第5章、雑則では、第37条で、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるものとし、附則において、施行期日を平成25年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例についてであります。第1条では、介護保険法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるもので、第2条では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における特別養護老人ホームの入所定員を介護保険法第78条の2第1項の規定に基づき29人以下とするとともに、第3条では、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防事業の申請者の資格を法人であるものとし、附則で施行期日を平成25年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、平成23年6月22日に公布され、本年4月1日から施行されました介護保険法の一部改正により、同法の条項を引用する関係条例につきまして、条文の整理を行うものでございます。

初めに、第1条、高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正は、障害者扶助料の支給停止を定め

る第1項第1号中、介護保険施設について、用語の定義を規定する介護保険法第8条に、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスの2つの定義が追加されたことに伴い、介護保険施設の定義規定が2項繰り下がったことによる改正でございます。

次に、第2条、高浜市介護保険介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正は、条例第10条中、保健福祉事業について、都道府県知事による情報の公表の推進等の条文が追加されたことに伴い、保健福祉事業について規定する介護保険法第115条の41の繰り下げによるもので、第3条、高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正も同様でございます。

次に、第4条、高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正は、第1条の高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正と同様に、条例第1条の趣旨中、居宅介護支援事業の定義規定が2項繰り下がったことによる条文の整備でございます。

なお、附則において、公布の日から施行するものとしております。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（北川広人） 日程第5 議案第62号から議案第66号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,471万5,000円を減額し、補正後の予算総額を135億2,877万4,000円といたすものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正は、かわら美術館の空調設備改修に要する経費について、期間及び限度額を定めるものであります。

補正予算説明書の38ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、13款1項1目民生費国庫負担金の補正は、障害者自立支援給付事業における介護給付訓練等給付費の増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金として2,282万9,000円を増額するほか、生活保護事業における生活保護費の減額に伴い、生活保護費負担金として4,160万5,000円を減額するなど、合わせて1,585万円を減額いたすものであります。

次に、13款2項2目民生費国庫補助金の補正は、地域生活支援事業における移動支援サービス費及び日中一時支援サービス費の増額に伴い、地域生活支援事業費等補助金として185万3,000円

を増額いたすものであります。

14款1項1目民生費県負担金の補正は、障害者自立支援給付事業における介護給付訓練等給付費の増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金として1,141万4,000円を増額いたすものであります。

14款2項1目総務費県補助金の補正は、高浜まちづくり協議会が市民予算枠事業として実施する情報発信事業が補助採択されたことに伴い、げんき商店街推進事業費補助金として213万6,000円を計上し、2目民生費県補助金では、地域生活支援事業における移動支援サービス費及び日中一時支援サービス費の増額に伴い、地域生活支援事業費等補助金として92万7,000円を、放課後児童健全育成事業に対する放課後児童健全育成事業費補助金として118万9,000円をそれぞれ増額するなど、合わせて292万1,000円を増額いたすものであります。

15款1項2目利子及び配当金の補正は、財政調整基金を初め4基金の利子額の確定に伴い、364万5,000円を増額いたすものであります。

40ページをお願いいたします。

16款1項2目民生費寄附金の補正は、株式会社おとうふ工房いしかわ様より10万円を食育推進事業指定寄附金としていただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金5,536万6,000円を減額することと、市民予算枠事業に対し、げんき商店街推進事業費補助金が交付されることに伴い、その財源構成といたしまして、まちづくりパートナーズ基金を213万6,000円減額し、合わせて5,750万2,000円を減額いたすものであります。

次に、19款4項4目雑入の補正は、総合健診の受診者の増加に伴う保健センター収入の増額や県道吉浜棚尾線の道路整備に伴う公共補償費の計上など、合わせて243万1,000円を増額し、5目過年度収入の補正は、生活保護費県負担金等の過年度収入として1,413万7,000円を計上いたすものであります。

次に、歳出でございますが、人事交流に伴う人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

44ページをお願いいたします。

2款1項20目諸費の補正は、社会福祉費支給事業等補助金返還金において、児童扶養手当給付費国庫負担金返還金を初め17の補助金について実績報告に伴う精算返還金として2,877万4,000円を計上いたすものであります。

48ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の補正は、基金運用事業において、財政調整基金を初めとする4基金の利子額の確定により、積立金として368万5,000円を増額いたすものであります。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費の補正は、障害者自立支援給付事業において、居宅介護

サービスの新規利用者並びに利用者一人当たりの利用料の増加及び就労継続支援サービスの新規利用者の増加などに伴い、介護給付訓練等給付費として4,565万9,000円を、地域生活支援事業では、障がい児の新規利用者の増加などに伴い、移動支援サービス費として407万2,000円を増額、日中一時支援サービス費では、市内に新たなサービス提供事業所が開設されたことに伴い、利用者、利用量とも増加し、254万8,000円を増額し、合わせて5,232万4,000円を増額いたすものであります。

50ページをお願いいたします。

3款1項16目国民健康保険事業費の補正は、人事交流に伴う人件費の減額などにより、国民健康保険事業特別会計繰出金を547万円減額、18目介護保険事業費の補正では、前年度繰越金の確定及び人事交流に伴う人件費の減額などにより、介護保険事業特別会計繰出金を191万6,000円増額いたすものであります。

次に、52ページをお願いいたします。

3款2項2目保育サービス費の補正は、保育園管理運営事業において、中央保育園の高浜市社会福祉協議会への移管に当たり、中央保育園の西側に面した土地である現刈谷豊田総合病院高浜分院職員駐車場に新たに園庭や菜園などを整備するため、中央保育園園庭整備工事費として373万8,000円を計上するなど、合わせて1,787万2,000円を減額いたすものであります。

次に、3款2項3目家庭支援費の補正は、子育て推進事業において、食育推進事業指定寄附金を受けて食育啓発物品作成委託料10万円を計上するなど、合わせて270万2,000円を減額いたすものであります。

次に、54ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費の補正は、生活保護事業において、受給者に対する就労支援策の実施により、受給者数が当初の見込みより減少したことに伴い、生活保護費として6,511万4,000円を減額するなど、合わせて6,491万1,000円を減額いたすものであります。

4款1項2目保健・予防費の補正は、老人・成人保健事業において、総合健診の受診者の増加に伴い、健康診査委託料として681万8,000円を、母子保健事業では、56ページとなりますが、妊婦健康診査における単価及び検査項目が増加したことに伴い、妊婦・乳児健康診査費として166万3,000円を、予防接種事業では、3種混合ワクチンにおける個別接種対応に伴い、個別予防接種委託料について697万9,000円をそれぞれ増額し、合わせて1,546万円を増額いたすものであります。

次に、4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費の補正は、ごみ処理事業において、衣浦衛生組合における人事交流及び各種契約額の確定などに伴い、衣浦衛生組合分担金2,352万1,000円を減額するなど、合わせて2,301万7,000円を減額いたすものであります。

60ページをお願いいたします。

8款2項1目生活道路新設改良費の補正は、道水路維持管理事業において、側溝や舗装補修などの緊急補修工事が増加したことに伴い、小規模工事費として1,300万円を増額いたすものであります。

8款5項3目公共下水道費の補正は、前年度繰越金の確定などにより、公共下水道事業特別会計への繰出金として2,555万2,000円を減額し、4目公園緑化費の補正では、公園整備管理事業において、都市公園や児童遊園の施設などの修繕料として500万円を増額いたすものであります。

62ページをお願いいたします。

10款1項3目教育指導費の補正は、国際理解推進事業において、外国人英語指導助手派遣委託の契約額が確定いたしたことに伴い、139万円を減額いたすものであります。

次に、66ページをお願いいたします。

12款1項1目元金及び2目利子の補正は、平成23年度に借入れを行った臨時財政対策債の利率が確定したことなどに伴い、合わせて551万9,000円を減額いたすものであります。

以上が一般会計の第4回補正予算の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 次に、議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ547万円を減額し、補正後の予算総額を33億9,066万8,000円といたすものであります。

補正予算説明書の84ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

8款1項1目一般会計繰入金は、人事交流等による人件費の減額に伴い、職員給与費等繰入金547万円を減額いたすものであります。

次に、歳出、86ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流等により、給料、職員手当、共済費、合わせて547万円を減額いたすものであります。

なお、詳細につきましては、88ページ以降の給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ455万1,000円を減額し、補正後の予算総額を13億2,722万2,000円とするものであります。

補正予算説明書の98ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金2,555万2,000円の減額は、繰越金並びに利子の償還金の額の確定などに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、6款1項1目繰越金2,100万1,000円の増額は、平成23年度決算額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費308万5,000円の減額は、職員の人件費によるものでございます。

1款2項1目下水道建設費189万円の増額は、職員の人件費によるものであります。

2款1項2目利子335万6,000円の減額は、借入金利子償還額の確定によるものであります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ989万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億7,648万7,000円とし、介護サービス事業勘定では38万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,427万3,000円といたすものであります。

補正の内容でございますが、職員の人事交流等に伴う人件費の補正が主なものでございます。

補正予算説明書114ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入、7款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金587万6,000円を初め633万2,000円を増額いたすものであります。

次に、116ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費では、職員の給料、手当、共済費、合わせて587万6,000円を増額いたすものであり、6款1項償還金及び還付加算金の補正は、財政調整交付金過年度分の返還金でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、128ページの歳入では、1款1項手数料は、1目居宅介護給付手数料37万5,000円の減額、2目介護予防給付手数料141万円の増額は、それぞれ実績に基づくものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金441万6,000円を減額いたすものであり、3款1項1目繰越金299万9,000円は、平成23年度からの繰越金でございます。

130ページの歳出では、1款1項1目の居宅サービス事業費におきまして、職員の人件費145万5,000円を減額いたすものであり、また、2項1目介護予防支援事業費において介護予防支援事業の委託件数の増に伴い、委託料107万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益については、予定額を21万6,000円減額し、7億7,039万8,000円とするものでございます。

第2項営業外収益の21万6,000円の減額は、他会計補助金で子ども手当の補正でございます。

次に、支出であります。第1款水道事業費用については、予定額を87万4,000円減額し、7億3,245万3,000円とするものでございます。

1項営業費用の141万円の減額は、主に減価償却費の確定及び人事交流に伴う人件費の補正でございます。

2項営業外費用の53万6,000円の増額は、借入金利子償還金の確定及び繰延勘定償却費の補正でございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費について99万2,000円を増額し、7,064万3,000円とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月6日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時04分散会
